

対象者は各種制度
をご利用ください

ひとり親家庭などへの支援制度

各種制度については所得制限がありますので、ご注意ください。

児童扶養手当

次の支給要件のいずれかに該当する児童を養育している父母、または養育者に対し、児童が18歳になった後の最初の3月31日（心身に障がいがある場合は20歳未満）まで支給します。

△支給要件

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障がい者（身体障害者手帳の1級か2級程度）で、就労が不可能
- ④父または母に1年以上遺棄
- ⑤父または母が裁判所からDVに関する保護命令を受けた
- ⑥父または母が1年以上拘禁
- ⑦父または母が3カ月以上生死不明
- ⑧母が未婚

△支給月額 児童1人につき4万2,330円～9,990円／2人目は1万円～5,000円を加算／3人目からは1人につき6,000円～3,000円を加算（いずれも所得によります）

※公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）の額が児童扶養手当の額より低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できますので、事前にお問い合わせください。

特別児童扶養手当

心身に障がいがある20歳未満の児童を養育している



弘前のいろいろなことについてのクイズだよ。答えはどこかのページに隠れているから探してね！

【質問】

除雪に関するクイズだよ。道路や歩道の除雪をするために除雪車両などが出動するときの基準は、降雪量がどれくらいのときかな？



- ① 10cm以上
- ② 20cm以上
- ③ 30cm以上

る父母か、養育者に支給します。

△支給要件

- ①身体障害者手帳の1級～3級程度（下肢の障がいは4級まで）
 - ②愛護手帳のA（Bの一部を含む）
 - ③その他の障がいで、常に介護が必要
 - ④いずれの場合も福祉施設に入所していないこと
- △支給月額 児童1人につき5万1,500円～3万4,300円（障がいの程度によります）

ひとり親家庭等医療費給付事業

保険診療の医療費自己負担分を、児童が18歳になった後の最初の3月31日分まで支給します。

父または母には自己負担があります。

△対象

- ①ひとり親家庭等の父または母および児童
- ②父母のいない児童

母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭や寡婦などの人たちの精神的安定を図り、関係機関と連携を取りながら、自立に必要な情報提供や相談指導などで支援するほか、職業能力の向上および求職活動に関する支援を行います。また、子育てなどに関する問題、児童扶養手当の受給やひとり親家庭等医療費、養育費の確保など、経済上の問題に関する相談にも応じています。

受付時間は、平日の午前9時～午後3時45分です。

■問い合わせ先 子育て支援課家庭支援係（市役所1階、窓口106、☎ 40・7039）

限りあるエネルギーを大切に

2月は「省エネルギー月間」

うにしましょう。

○冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整をし、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう。



このほかの省エネルギー対策については、節電ポータルサイト「節電.go.jp」(<http://setsuden.go.jp/>)をご覧ください。

■問い合わせ先 環境管理課環境保全係（町田字筒井、☎ 36・0677）



寒さの厳しいこの季節は、暖房機器や給湯器の使用などでエネルギー消費が増大する時期です。限りあるエネルギー資源を大切にするとともに、地球温暖化防止のため、身の回りでできる省エネルギー対策を実践していきましょう。

○暖房は、室温20℃を目安に温度設定し、寒いときは衣類で調節しましょう。

○暖房や電気カーペット、電気こたつはこまめに温度調節をし、使用しないときは電源を切りましょう。

○給湯器は目的に合わせて温度設定をしましょう。

○お風呂は間隔を空けずに入り、追いだきをしないよ

意見や提案を
お寄せください

第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（案） へのパブリックコメントを募集

ビジョン（案）に利害関係を有する人

△提出方法 所定の記入用紙または任意様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（案）への意見」など）を記入の上、次のいずれかの方法で提出を。

①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、ひろさき未来戦略研究センターあて／②ひろさき未来戦略研究センターへ直接持参（土・日曜日を除く）／③ファックス…35・7956／④Eメール…hif@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

△意見の公表など 寄せられた意見などは、共生ビジョン策定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市のホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■問い合わせ先 ひろさき未来戦略研究センター情報分析・行革・連携担当（☎ 40・7016）